

世界の人びとのための JICA 基金

2020 年度 活動提案募集要項

(チャレンジ枠・通常枠)



2018 年度 JICA 基金活用事業：「ネパール大地震で被災した子ども達への奨学金支援事業」

2015 年 4 月のネパール大地震で特に壊滅的な被害を受け、就学困難となった女子への教育支援として、奨学金支給事業を実施。「孤児、母子家庭、極端な貧困」「震災」という厳しい環境下で一度は通学を諦めていた子どもたちが、本支援により復学への夢を叶え、学業継続の機会を得た。(写真提供：ミランクラブジャパン)

【受託経験団体（ミランクラブジャパン）からの声】

当団体では『経済的に恵まれない女子の教育支援』を柱とし奨学金事業を継続してきましたが、ネパール大地震では逼迫する会費を運用した被災地の奨学金確保が緊急課題となっていたところ、JICA 基金が「初中等教育を受けるための貧困層の児童・生徒への奨学金事業」も対象としていることを知り、事業提案をしました。

通常、他の助成金団体で奨学金事業を対象としているところはなかなかなく、活用上限の 3 回まで事業を実施できたことは、被災地奨学生の『学校へ行きたい!』という切実な願いを実現でき、家族や関係者からも深く感謝されています。

また、本事業を通じ、特に事業終了後のフォローアップについて具体的な活動が明確となり、日本の支援を待つだけでなく自立のための事業を立ち上げる計画が始まり、今後の展望につながりました。

受付期間：2019 年 12 月 18 日（水）～2020 年 1 月 31 日（金）

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

国内事業部

I はじめに

【本基金の趣旨】

JICA では国際協力にご関心のある市民の皆様、法人・団体の皆様からの寄附金の受付けを行っております。JICA が行う政府開発援助（ODA）は国からの交付金によって実施されますが、加えて、途上国の人びとに直接届く支援を皆様からお預かりした寄附金を財源に実施し、皆様の想いを途上国の人びとに届けたいと考えています。貧困削減を通じた平和で豊かな世界の実現に向け、ともに貢献していくことを目的にしています。

【本基金による活動提案をご検討されている皆さまへ】

JICA は、本基金へ多くの方々からお寄せ頂いたご寄附を、貧困や飢餓に苦しむ人びとの生活向上、医療や教育の提供、環境問題、災害復興支援などのため、開発途上国の現場で活動している NGO/NPO を中心とした皆さまと共に活用し、平和で豊かな国際社会を創っていきたくと考えております。

皆さまからのご提案をお待ちしております。

【2019 年度募集からの変更点】

<チャレンジ枠・通常枠 共通>

- 以下の2点を対象外の活動に追加しました。
 - 調査・研究・技術開発・試験事業を中心とした事業
 - 文化交流の活動が目的となっている事業

<チャレンジ枠>

- 応募に必要な書類として「①JICA 基金活用事業への応募動機、および②団体・個人のアピールポイントについての動画」を必須と位置づけていましたが、動画または写真とし、提出の位置づけも「任意」としました。
- 伴走支援者の役割を受託団体/個人の「①事業計画のブラッシュアップ、②事業実施時(モニタリング等)、③終了時の振り返り」それぞれを支援することと新たに明記しました。

【参考】近年の JICA 基金活用事業の応募案件数、採択案件数

募集回	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	
						チャレンジ枠	通常枠
応募数	43	24	38	23	22	21	32
採択数	12	11	16	12	10	3	7

Ⅱ 世界の人びとのための JICA 基金活用事業の形態について

世界の人びとのための JICA 基金活用事業においては、以下 2 つの事業形態を用意しています。応募される個人・団体の提案内容やこれまでの活動実績により、応募できる枠が異なりますので、何れに該当するかをご確認の上、応募書類を作成下さい。

(1) チャレンジ枠

チャレンジ枠は、国際協力活動開始前である団体・個人あるいは開始直後 2 年未満の経験が浅く、実績の少ない個人・団体を対象にしています。

チャレンジ枠においては、ネットワーク型 NGO 等の外部人材を伴走支援者¹として設置し、事業計画のブラッシュアップ・事業実施（モニタリング含）・終了時の振り返りを通じ、事業実施の能力強化を行い、JICA 基金「通常枠」や他財団等の助成事業に、また、将来的には JICA 草の根技術協力事業等へステップアップすることが期待されています。

年間の全体採択件数の中で一定数をチャレンジ枠として採択する予定です。

(2) 通常枠

通常枠では、開発途上国・地域の発展に資する非営利の国際協力活動、またはそのような国際協力活動を実施している団体の強化に資する活動を、現在まで 2 年以上にわたり継続的に行っている個人・団体を対象にしています。

通常枠での事業実施を通じて提案された個人・団体が更なる経験を積み、事業終了後も国際協力の担い手として活躍されることが期待されています。

Ⅲ 提案対象となる活動について

1. 対象となる活動

海外の活動地は JICA 事務所または支所が設置されている ODA 対象国です。

● チャレンジ枠

本基金の趣旨を踏まえた開発途上国・地域における貧困削減や人々の生活改善・向上に直接的に貢献しうる開発途上国での活動であれば、分野の指定なく提案可能です。特に、社会課題解決のための新たなアイデア・アプローチを歓迎します。なお、提案する団体・個人が既に開発途上国において、当該アイデア・アプローチを 2 年以上にわたり用いた活動実績がある事業は対象外となります。

● 通常枠

本基金の趣旨を踏まえた開発途上国・地域における貧困削減や人々の生活改善・向上に直接的に貢献しうる途上国現地での活動を主とし、以下の分野での取り組みを対象とします。但し、すべての分野において、応募時点で実績のない新規の事業ではなく、すでに 2 年以上実施中の活動を充実・発展させる取り組みであることが条件です。

- (1) 初中等教育を受けるための貧困層の児童・生徒への奨学金事業
- (2) 貧困削減のためのマイクロクレジット事業
- (3) 開発途上国の環境保全に貢献する事業

¹ 組織の立ち上げ支援や、プロジェクトマネジメント・評価、ファンドレイジング支援など、組織運営・事業実施上の課題解決のためのコンサルティングを、各団体に寄り添い、伴走する役割を担う。

- (4) その他広く貧困層の生活向上等に貢献する事業
- (5) 災害復興支援事業
- (6) ネットワーク型 NGO²による事業

2. 対象としない活動（両枠共通）

- (1) 資金提供のみを目的とした活動
- (2) 物品の購入のみで完結する活動。但し、活動目標を達成するための投入要素の一部という位置づけの場合は対象となります。
- (3) 団体あるいは個人の経済的利益に結びつくと考えられる活動
- (4) 宗教活動・政治活動、反社会勢力に関する活動
- (5) 基盤整備(建設や土木工事を伴うもの)及び単価 5 万円を超える資機材購入を必要とする活動
- (6) 災害における緊急支援活動
- (7) 人件費・交通費等の経常経費のみで構成される活動
- (8) 調査・研究・技術開発・試験事業を中心とした事業
- (9) 文化交流の活動が目的となっている事業
- (10) 外務省の海外安全情報で「レベル 3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」「レベル 4: 退避してください。(退避勧告)」とされる地域での事業（ただし、活動国における治安によっては海外安全情報の「レベル 1: 十分に注意してください。」「レベル 2: 不要不急の渡航は止めてください。」の国・地域であっても対象外となる場合があります。³⁾

3. 配分する支援金額（上限）、その対象用途（両枠共通）

- (1) 1 案件あたりの支援金額は 100 万円（税抜）を上限とします。
- (2) 資金の用途は現地での活動にかかる経費を主としますが、日本と活動国の間、あるいは活動国からその他の国・地域への移動にかかる経費についても契約金額の 20% を上限として計上可能です。ただし、①順路直行（最も経済的で標準的な経路）の運賃かつ②航空賃の場合は、各航空会社が設定するエコノミークラスの正規割引航空運賃が上限となります。なお、ネットワーク型 NGO による提案事業については、その主要な要素として国内活動が位置づけられる場合、国内活動経費も支援対象となります。
- (3) マイクロクレジット及び奨学金事業での用途は、その原資のみならず、事業の運営や対象者へのトレーニング等の関連活動にかかる経費のいずれも対象とします。
- (4) 応募団体所属スタッフ（役員、職員、常勤スタッフ等）の person 費は計上不可です。 ※スタッフの person 費が計上できるかご不明な場合は担当までご相談下さい。
- (5) 日本国内におけるセミナー等の謝金単価は次頁、表 2 の日本国内における謝金単価表に基づいて計上ください。なお、国外における傭人費等は、現地の基準に合わせてください。
- (6) 業務の一部を第三者に委託又は請負わせることは不可とします。

² 「ネットワーク型 NGO」とは国際協力を行う複数の NGO/NPO の連携・協力関係を促進し、個々の団体の発展に貢献することを目的としている組織（NGO）を指します。

³ なお、事業実施にあたり、安全確保の観点から、対象国であっても、その時々の変化する状況に応じ、活動可能な場所が制約される場合があります。したがって、提案・応募を受け付けた案件であっても、活動対象地域の治安状況によっては案件形成や選考の過程で一時保留もしくは不採択とさせていただく場合があります。

表 1 : JICA 基金活用事業 対象経費一覧

経費区分	費目	内容（単価・数量などの積算根拠）
直接経費	旅費（航空賃）	業務従事者の航空賃（契約金額の20%が上限） ※以下の2点が原則 ①順路直行（最も経済的で標準的な経路）の運賃 ➤ 団体所在地の最寄りの国際空港から日本国内で手配可能な活動地の最寄りの空港までの区間の国際航空券 ➤ 日本国内の空港を経由する場合も「国際航空券」として発券されていれば可 ②各航空会社が設定するエコノミークラスの正規割引航空運賃が上限
	傭人費・謝金	現地スタッフ、ワーカー、運転手等の傭上費、外部講師等への謝金、翻訳・通訳謝金など （応募団体所属スタッフ（役員、職員、常勤スタッフ等）の人件費は計上不可。）
	物品購入・輸送費	機材、備品、資料などの購入費・資機材の輸送費 ※単価5万円以上の物は不可
	会議費	活動目標達成のために必要不可欠な飲食代。（精算時に出席者名簿の提出が必須）。 ※団体関係者のみの打合せ等にかかる飲食費は不可
	借料等	会場、機械、備品などのレンタル料
	内国旅費・交通費	活動国内の出張や研修参加者などの交通費、宿泊費、日当 ※応募団体所属スタッフの日当は対象外
	印刷・製本代	パンフレットやチラシなどの作製費
	*活動内容によって 適宜項目は変更可	
間接費		直接費×10%を上限とする ※水光熱費、電信・電話代、恒常的な消耗品は間接経費として計上してください。また、海外保険加入に係る保険料も可。

表 2：日本国内における講師謝金単価表（ネットワーク型 NGO による事業を想定）

標準単価		分野別職位級							
区分	時間単価 (円)	大学の職位・平均勤続年数		民間企業等	その他	経験年数※	NGO	教育機関	
①	11,300	学長級	17 年以上	会長・代表役員級	著名人等	17 年以上	代表、代表理事級	都度決定	
②	9,700	副学長・学部長級		役員級	-		理事級	教育長級	
③	7,900	教授級		工場長級	-		事務局長級	部長/次長級	
④	6,100	准教授級	12 年以上	課長級	-	12 年以上	事務局次長級	校長級	指導主 事級
⑤	5,100	講師級	12 年未満	課長代理級	-	12 年未満	グループ長級	教頭級	
⑥	4,600	助教級		係長・主任級	-		主任/職員級	主任・教員級	

※海外における庸人費等は現地の基準に合わせて計上下さい。

4. 活動の支援期間

2020 年 6 月上旬頃から実施される 1 年間の活動を支援対象とします。

※事業開始時期は、採択から最低でも 1 カ月程度要することが想定されますので、事業計画を立案される際には、開始予定時期にご留意ください。なお、チャレンジ枠については、伴走支援者とともに事業計画のブラッシュアップを行い、事務局の承認を以て事業を開始することになります。

※合理的な理由がある場合には、最大で 1 年間の活動期間延長が認められます。

5. 対象となる応募者・団体

以下の要件を全て満たす非営利団体または個人とします。法人格の有無は問いません。
過去に本基金の支援を受けたことのある応募者・団体も応募できますが、本基金により支援のできる回数はチャレンジ枠 1 回、通常枠 3 回を上限とします。

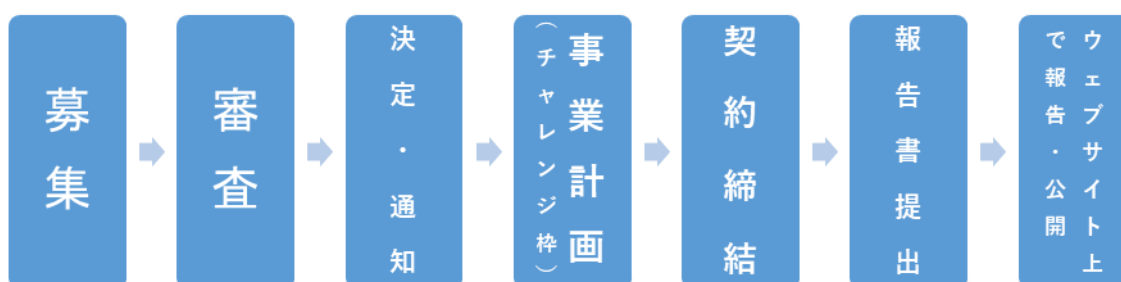
● 両枠共通

- (1) 日本国内で契約主体となりうる団体あるいは個人
※日本国内で契約手続きや書類のやり取りを行えることが前提となります。
※20 歳未満の方は、保護者の同意の上でご応募ください。（20 歳未満の方への支援の提供にあたっては、保護者の同意書を提出して頂きます。）
- (2) 団体の目的や活動内容（個人の場合も含む）が、政治・宗教・思想・営利などの目的に偏っていないこと
- (3) 反社会的勢力でないこと
- (4) 会社更生法または民事再生法の適用の申し立てを行い、更生計画または再生計画が発効している団体でないこと・自己破産の申し立て中あるいは破産手続きを受けている個人でないこと
- (5) 活動実施にかかる JICA との諸手続き及び業務完了報告書等の文書を日本語により作成できること
- (6) 団体の過去 2 年間の平均収入が 3,000 万円以下であること（団体の場合）
- (7) JICA が実施する活動報告会に参加・協力できること

(8) 過去に草の根技術協力事業・NGO 連携無償資金協力事業に採択された団体でないこと

- チャレンジ枠
国際協力活動開始前である団体・個人あるいは開始直後 2 年未満の経験が浅く、実績の少ない個人・団体が対象
- 通常枠
 - ・ 現地で活動するにあたりその活動期間や活動内容に基づいて相手国政府に求められる NGO 登録等を完了している団体⁴
 - ・ 開発途上国・地域の発展に資する非営利の国際協力活動、または右の活動を実施している団体の強化・連携に資する活動を 2 年以上にわたり継続的に行っており、現在も活動中であること

6. 応募から実施・報告までの流れ



※チャレンジ枠に採択された団体・個人については、事業計画のブラッシュアップ・事業実施時（モニタリング等）・終了時の振り返りの各ステップにおいて、JICA がネットワーク型 NGO 等の外部人材による相談や助言を得る機会を提供します。具体的な方法・回数等の詳細内容は、採択の決定・通知後にお知らせ致しますので、予めご承知おきください。

IV 選考について

1. 選考方法

選考は、提出された「活動提案書」に基づく書類選考を主とし、外部有識者を中心に構成された運営委員会にて審議を行います。なお、チャレンジ枠へ提案する個人・団体は、任意で提出される動画・写真も審査の参考とします。

2. 選考における選考基準と推奨・重視する分野と視点

(1) 選考における選考基準

選考はチャレンジ枠・通常枠ともに以下の基準に基づいて行い、運営委員会にて総合的に審査します。

- ① 「人間の安全保障」および「持続可能な開発目標（SDGs）」を重視する観点から、以下の要素との合致・整合性があるか。
 - 社会的に弱い立場にある人々、命や生活、尊厳が危機にさらされている人々、あ

⁴現地 NGO 等と提携又は連携して活動を実施する場合は、NGO 登録が不要な場合もあります。活動国によって異なりますので個別にご確認ください。

ご参考：<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html>

るいはその可能性の高い人々への裨益を重視しているか。

➤ 人々を援助の対象としてのみならず、「人々や人々を含む地域社会が、将来の自立に向けて力をつけること」を支援する活動であるか。

- ② 対象地域の課題や人びとのニーズを十分に把握しているか。
- ③ 目指す目標が明確であり、そのために必要な取組み内容が十分に計画され、活動の成果がどのように人びとのニーズを満たすのか（または課題の克服につながるのか）が明確か。
- ④ 活動のために必要な経験・能力を持っているか。（経験については通常枠のみ）
- ⑤ 活動計画や実施体制に無理がなく、必要経費が適正な内容・積算であるか。
- ⑥ 活動の継続性や発展性、波及効果が期待できるか。
- ⑦ 提案する活動に応募者（団体/個人）が関わる意義を説明できているか。
- ⑧ 自ら資金確保に努めているか。
- ⑨ NGO／市民による提案事業としての独自性を有しているか。
- ⑩ 短期・長期の変化を含め、事業や活動の結果として生じる社会的インパクトが見込めるかどうか。
- ⑪ すでに実施中の活動を充実・発展させる取組みであり、その充実・発展に新しい視点等の工夫がみられるか。（通常枠のみ）
- ⑫ 現在実施中の活動での課題が明確であり、数年後の展望を見据えて取り組もうとしているか。（通常枠のみ）

(2) 推奨・重視する分野と視点

チャレンジ枠・通常枠それぞれにおいて、以下に合致する案件を推奨・重視します。

- チャレンジ枠
社会課題解決のためのこれまでにない新たなアイデアやアプローチが盛り込まれている案件。
- 通常枠
アフリカの人びとが平和で豊かな生活ができるための支援や、開発途上国・地域における環境問題に取り組むなど、「アフリカ支援」あるいは「環境保全」分野の案件。

(3) 留意点：以下の要件を含む「Ⅲ提案対象となる活動について 5.対象となる応募者・団体」に定める資格要件を満たしていること。

- ・ 応募時点で実績のない新規の事業は、通常枠では対象外となります。
- ・ 過去 2 年間の年間収入（前年度繰越金を除く／外部からの助成金・補助金を含む）の平均が 3,000 万円以上の団体は対象外とします。
- ・ 過去に草の根技術協力事業・NGO 連携無償資金協力事業に採択された団体は、対象外とします。

3. 選考結果

選考結果は、2020 年 4 月下旬～5 月上旬までに、全ての応募者に文書で通知します。

4. スケジュール

応募受付開始～締切	2019年12月18日(水)～2020年1月31日(金)
書類選考・一次審査	2020年2月中
運営委員会による審議	2020年3月中
選考結果の通知	2020年4月下旬～5月上旬
契約の締結、資金の振込、活動の開始	2019年6月中旬頃

※上記スケジュールはあくまで目安であり、選考結果を踏まえた事業計画のブラッシュアップに要する時間等により、契約の締結、資金の振込および活動の開始時期は後ろ倒しになる可能性がある旨、予めご了承下さい。

※審査の過程で提案団体・個人への照会や面談への対応をお願いする場合がございます。

V 応募について

1. 応募受付期間

2019年12月18日(水)～2020年1月31日(金) 必着

2. 募集要項・応募書類の入手先

「活動提案募集要項」、「活動提案書」等の提出に必要な書類は、世界の人びとのための JICA 基金ウェブサイト⁵からダウンロードしてご利用下さい。

3. 提出に必要な書類

● 両枠共通

以下の事業提案書に関連する書類一式について、印刷したもの1部、電子データ1部（使用する言語：日本語）をご提出下さい。なお、様式は上記ウェブサイトに掲載している所定のものを使用して下さい。

- ① 書類提出用表紙（様式1）
- ② 活動提案書（チャレンジ枠）（様式2-a） / 活動提案書（通常枠）（様式2-b）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 未成年保護者同意書（様式4） * 応募者が未成年の場合のみ。対象外の場合は不要です。

● チャレンジ枠のみ（任意）

- ① JICA 基金活用事業への応募動機、および②団体・個人のアピールポイントについての動画もしくは写真を、データで提出下さい。

（動画・写真は、データにて「活動提案書」を提出いただいた際に、動画の格納先をご案内します。なお、写真をお送り頂ける場合には5枚以内として下さい。）

⁵ <http://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>

【動画・写真作成にあたっての留意点】

- ▶ 動画を作成される場合、最大3分以内の動画で、100MB以内で応募してください。
(3分以内であれば長さは自由です)
- ▶ 動画を作成する場合、応募可能なファイル形式はwmv、mp4の2つの形式です。
- ▶ 動画および写真何れの場合でも、表現方法は問いませんが、以下の点にご留意願います。
 - ・ 動画および写真について、応募者本人以外の著作物を利用する場合は権利者の許可を得て使用してください。
 - ・ 肖像権(人物・建築物・美術品・商標など)、プライバシー権を侵害することのないように注意してください。
 - ・ 動画および写真に関して、第三者の権利侵害が認められた場合や、その他の理由により問題が発生した場合、その責任は全て応募者が負うこととし、当機構は一切の責任を負いません。
 - ・ 動画および写真製作にかかる費用は応募者の負担とします。また、当機構において、カメラ・編集機器等の貸し出し等はありません。

4. 応募書類の提出 <2020年1月31日(金)締切り ※必着>

応募書類は下記の通り、印刷した「活動提案書」を郵送・メール便等により提出すると同時に「活動提案書」(Wordデータ)を電子メールで以下のアドレスに送付して下さい。なお、動画・写真のデータ(チャレンジ枠のみ・任意)の提出については、活動提案書受領時に寄附金事業担当より別途格納先をご案内します。

※1 直接持参/FAXでの受付はいたしません。

※2 提案書を海外から発送する団体で、印刷した「活動提案書」の郵送が締切りまでに間に合わない場合は、1月20日(月)17:00(日本時間)までに、印刷した提案書の発送予定日と送付方法(EMS等)を担当へ電子メールでご連絡いただき、1月31日(金)17:00(日本時間)までに「活動提案書」の電子データをお送り下さい。

① 「活動提案書」を郵送・メール便等にて送付

送付先： 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
独立行政法人国際協力機構
国内事業部 市民参加推進課(寄附金事業担当)

② 「活動提案書」のWordデータを電子メールに添付して送信

送信先： jicata-kifu1@jica.go.jp

※必ずメールの件名に「活動提案書の送付」と記入して下さい。

※チャレンジ枠応募に際し、動画・写真の提出をされる場合には、本文中にデータ提出有無をお知らせください。

③ 「活動提案書」受領時に動画・写真の提出を希望される団体に別途ご案内する、データ格納先に当該データをアップロード

応募は1団体・個人につき1件とします。同一団体・個人から複数応募があった場合は、選考の対象外となりますのでご注意ください。また、ご提出いただいた応募書類は返却できませんので、予めご了承下さい。

5. 応募についてのお問合せ

ご応募についてのお問合せは、下記期間中にメールまたは電話にて受け付けます。いただいたご質問については業務日3日以内を目処に回答します。

なお、お問合せは募集要項の記載にかかるご質問等とさせて頂いており、公平性の観点から応募の内容にかかるご相談（面談・メール・お電話等）はお受けしていませんので、予めご了承下さい。

(1) お問合せ受付期間

2019年12月19日（木）～2020年1月31日（金）17:00 終了

(2) お問合せ先

メール：jicata-kifu1@jica.go.jp

電話：03-5226-8789（平日10:00～12:30・13:30～17:00）

VI 採択後の手続き

1. 契約の締結

運営委員会での審議の結果、提案が採択された場合、JICAは当該提案に基づいて実施する活動内容を決定し、活動提案者・団体とJICAは当該活動の実施にかかる業務委託契約書を締結します。同契約書に基づき、活動提案者・団体は資金の管理と活動の実施、JICAに対する報告等を行います。

2. 資金配分にかかる具体的な手続き

提案採択から、契約、資金配分、報告までの具体的な手続きは以下のとおりです。

なお、通常枠では、契約期間を分割し、各事業期間における概算払い（契約金額の9割を上限）を適用し、チャレンジ枠では証憑を基に四半期毎の精算払いでの資金提供となります。

- ① JICAから全応募者・団体へ選考結果を通知
- ② JICAと採択された活動提案者・団体との間で当該活動実施のための契約の締結
- ③ JICAから活動提案者・団体へ資金の振込み
- ④ 活動の実施
- ⑤ 業務完了報告書の提出と経費精算
- ⑥ ホームページ等での業務完了報告書の公開・発信
JICAから運営委員会への報告

3. 資金提供の取消しと返還

次のいずれかに該当すると認められるとき、資金提供を取消し、資金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 応募書類の記載内容の偽り、その他不正な手段により資金の提供を受けたとき。

- (2) 資金を契約内容と異なる用途に使用したとき。
- (3) 資金の提供決定の内容、もしくはこれに付した条件、規定による命令又は法、その他の法令に違反したとき。
- (4) 業務完了報告書の提出を怠ったとき。

4. JICA による現地調査等について

JICA は必要に応じて、契約期間中あるいは期間終了後に、支援活動現場を訪問するなどして活動状況や成果について確認することがあります。

5. JICA 基金による支援対象活動の安全管理について

事業実施にあたっては、JICA の安全対策措置を遵守いただきます。

(1) 安全管理、業務従事者の健康と補償

業務従事者の安全管理と健康管理については、団体自身で万全を期していただく必要があります。不測の事態が起こり得ることから、健康上のリスクがある業務従事者の派遣は避けてください。また、必要な補償が受けられる海外旅行傷害保険等に団体各自で必ず加入してください。緊急移送サービスにかかる保険を付保することを強く推奨します。

(ご参考) <https://www.jica.go.jp/about/safety/insurance.html>

政情不安・災害等による緊急時の対応については、JICA の指示に従っていただきます。また、JICA の指定するフォーマットを利用し、緊急連絡先及び渡航情報を提出いただきます。3 か月以上現地に滞在する場合には、「在留届」を在外公館に提出いただきます。

(2) 業務従事者の安全対策研修の受講

昨今の情勢を受け、JICA は業務従事者の方の安全対策を強化しております。詳細は採択団体に追ってご案内しますが、研修（座学や実技訓練）やウェブ形式の研修など、関係者に安全に関する研修を受けていただく予定としておりますので予めご承知願います。

(3) 提案書作成時

JICA は事業を実施している国毎に安全対策のルールとして安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を定めています。提案書作成に際しては、必ず当該国の安全対策措置を確認した上で、同措置を踏まえた提案書の作成をしてください。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請して頂き、JICA ウェブサイト上よりダウンロードして閲覧ください。

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

【たびレジの登録について】

渡航の都度、「たびレジ」に登録し、大使館が発信する海外安全情報を確認してください。

※「たびレジ」とは、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、渡航先の最新の安全情報を受け取ることができ、緊急時には現地の大使館などから連絡が受け取れる、外務省が提供するシステムです。

※外務省サイト：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

Ⅶ 報告と公開

採択された活動については、応募時に JICA に提出された提案内容や活動実施後に提出いただく業務完了報告書を JICA のウェブサイト等により公開します。本基金を活用した活動内容やその成果を広く情報公開することによって、実施団体・個人の国際協力活動に共感し、より広く国際協力への理解が図られることを期待しています。

1. 採択された活動提案概要の公開

運営委員会の審議の結果、採択が決定された場合は、採択された提案団体および活動提案概要を JICA のウェブサイトに掲載します。

2. 業務完了報告書の公開

活動終了後に提出いただく「業務完了報告書」の内容を JICA のウェブサイトで公開いたします。

3. 広報・報告会への参加協力

採択された団体は、JICA 基金の広報および報告のため、報告会等において提案事業の活動内容・成果をご報告いただきます。なお報告会の資料・映像は JICA のウェブサイト等で公開いたします。

4. 活動内容・成果の報告義務

採択された団体は、活動中に活動内容や進捗状況等の情報について、各団体のホームページ等広報媒体において報告を行ってください。また活動終了後には、その成果や今後の課題等を、同様に広報媒体等を通じて公開願います。

Ⅷ 運営委員会

「世界の人びとのための JICA 基金」では、本基金への協力と運営の透明性を確保するため、下記により運営委員会を設置しています。

1. 役割

運営委員会は、選考基準（p.7-8）に基づいて提案された活動の審査を行い、「世界の人びとのための JICA 基金」の趣旨に合致した活動の案件採択を決定します。また、本基金事業の基本的事項の決定、基金の活用及び事業報告の承認を行います。

2. 運営委員

2019 年 12 月時点の委員は次のとおりです。（順不同）

	氏 名	所 属 等
1	藤谷 健	株式会社朝日新聞社東京本社 編集担当補佐兼ジャーナリスト学校デジタル推進担当部長
2	鶴尾 雅隆	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会 代表理事
3	河合 将生 ※1	特定非営利活動法人関西 NGO 協議会 政策外部アドバイザー

4	池田 誠 ※2	北海道 NGO ネットワーク協議会 理事
5	岩上 憲三	独立行政法人国際協力機構 国内事業部長

※1, 2 所属団体傘下の NGO からの活用事業の審査には参加されません。

IX その他

● 個人情報について

応募書類から得た個人情報は、厳重に取扱い本活動提案の選考のためにのみ使用します。但し、提案が採択された場合は、団体名（事業実施者名）、代表者名、契約金額、活動提案概要、成果等を当機構のウェブサイト等で公表いたします。

● 注意事項

- ・ 書類選考は、所定の「活動提案書」のみ（※チャレンジ枠は右に加え動画・写真）により実施します。応募にあたり「活動提案書」以外の資料等の追加は認められません。
- ・ ご提出いただいた提案書類はご返却できませんので、予めご了承下さい。
- ・ 本活動提案募集に関しての運営委員との接触はご遠慮ください。接触の事実が判明した場合には、選考の対象外となります。

ご応募についてのお問い合わせ

お問い合わせ受付期間： 2019年12月18日（水）～ 2020年1月31日（金）17：00 終了
 お問い合わせ先： 独立行政法人国際協力機構（JICA）国内事業部
 市民参加推進課（寄附金事業担当）
 お問い合わせ内容： 募集要項の記載にかかるご質問等
 （応募内容にかかるご相談は対応不可）
 TEL： 03-5226-8789（受付時間：平日 10：00～12：30・13：30～17：00）
 メールアドレス： jicata-kifu1@jica.go.jp
 ウェブサイト： <http://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>



独立行政法人 国際協力機構（JICA） <http://www.jica.go.jp>

途上国の社会、経済の発展を支援するため、政府をはじめ国際機関、NGO などさまざまな組織が協力を行っています。これらの協力のうち、政府が行う協力がODA（政府開発援助）です。JICAは日本のODA実施機関です。

JICAの行なう協力は、次世代を担う子どもたちの教育、環境保全やエイズ対策などの感染症の予防、途上国の法制度整備や紛争後の社会の復興支援など、さまざまな分野で、途上国の人づくり、国づくりに貢献しています。